# SGホールディングスグループ贈収賄防止方針



#### 並

SGホールディングスグループ贈収賄防止方針(以下「本方針」といいます。)は、「SGホールディングスグループ行動憲章」、「SGホールディングスグループ倫理・行動規範」に基づいた考え方を具体的な内容で示しています。

## 1. 基本的な考え方

SGホールディングスグループ(以下「当社グループ」といいます。)各社の役員及び従業員(派遣社員を含みます。)は、本方針に基づき贈収賄行為を防止し、各国の腐敗防止関連法令を遵守することにより、公正な事業慣行の確立を目指します。

#### 2. 贈収賄行為の禁止

当社グループ各社の役員及び従業員は、事業を展開している全ての国及び地域において、贈収賄行為を行いません。公務員から贈収賄行為の要求又は申出を受けた場合、当社グループ各社の役員及び従業員は、これを拒絶します。

※役員及び従業員の生命、身体又は自由に対する危険を避けるために、やむを得ない場合を除きます。 「贈収賄行為」とは、公務員に対し、当社グループ各社又は相手方が取引を獲得又は維持するために、 その職務に関する行為をさせ又はさせないことを目的として、直接又は間接に金銭、贈答、接待その他 の利益を供与又は享受することをいいます。

#### 3. 記録

当社グループ各社は、社内諸規程に従って、業務遂行の過程で発生する金銭その他の利益のやり取りを 適正に記録し、保管します。

## 4. 周知の徹底

当社グループ各社は、役員及び従業員による贈収賄行為の防止に向けて、適切な教育を実施します。

# 5. 監查·内部通報制度

当社グループ各社は、内部監査制度及び内部通報制度の運用を通じて、違反行為を早期に発見し、是正します。また、違反行為のおそれがある場合には、適切に調査を行い未然に防ぎます。

# 6. 罰則

当社グループ各社は、役員及び従業員が本方針に違反した場合には、社内諸規程に従い処罰を行い、必要に応じて関係当局に通知します。

## 7. ビジネスパートナー(調達先)の理解と協力

ビジネスパートナー(調達先)に対しても、本方針への理解と協力を求めます。